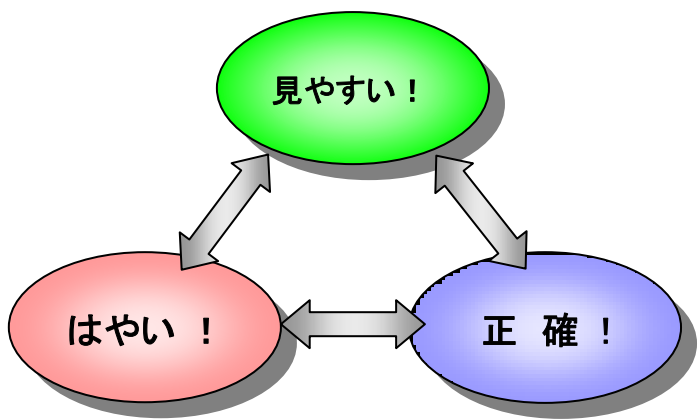


戸籍事務が

コンピュータ化されます

平成二十六年三月二十四日から戸籍事務をコンピュータで処理することになりました。

◆お問合せ 渡嘉敷村役場 民生課



**3月24日から、
戸籍が完全電算化されます！**

戸籍の改製について

日本では、明治四年に戸籍法が制定され、これまでに何回かの法改正を経てきましたが、電算化に伴う改正により、戸籍の新時代が来たといえるでしょう。
今回の戸籍改製は、渡嘉敷村の戸籍全てが対象となっております。

戸籍事務をコンピュータ処理するとうなるの？

● 戸籍の届出が正確に速く処理され、届出から証明書の発行迄の時間が短縮されます。
● 現在の和紙原本から磁気原本に変わりますので、帳簿類がブックレス化されプライバシーの保護が強化されます。
● 戸籍の謄本・抄本は、今までの縦書き文書形式から横書きの項目化された、非常に見やすいものになります。

今までの戸籍はどうなるの？

これまで使用した戸籍は「改製原戸籍」(コンピュータ化へ改製された原本戸籍)として、役所に150年間保存されます。
もし、「改製原戸籍」の証明が必要になった場合は、今までどおり申請することにより交付が受けられます。

使用される文字は？

戸籍に記載されている氏・名で使用されている文字が、「誤字(書き間違えたまま使用されている文字で正しい字形でないもの)」の場合、漢和辞典などに挙げられている正字と俗字(法務省で定められている文字)に改められます。戸籍中の氏・名に誤字が含まれている方には、事前に通知を行う予定です。

戸籍のQ&A

Q 戸籍って何？

A 戸籍は日本人の一人一人の身分関係(夫婦、親子、兄弟、姉妹など)を記載した公簿です。

Q どんな内容が載っているの？

A 本籍・筆頭者・父母の氏名・父母との続柄・氏名・生年月日・出生などの事項が記載されています。

Q 筆頭者と世帯主は同じ？

A 筆頭者は戸籍の冒頭に記載された人です。現在の戸籍法では親・子・孫三代に渡る戸籍は禁止されていますので、祖父母と孫が同じ戸籍に入ることとはありません。また、世帯主とは一つ屋根の下で住み、生計を共にする人たちの代表者です。

Q 戸籍謄本と戸籍抄本は違うの？

A 戸籍謄本とは、その戸籍に記載されている全員を書き移したもので、戸籍抄本はその一部を抜き、書き移したものです。